

令和8年度 西川町水道事業水質検査計画



中岫地区中岫浄水場(可搬式膜ろ過装置)

西川町建設水道課

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水道検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 水質検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査の方法と委託する内容
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

1 基本方針

西川町水道事業は、小沼水源、山形県企業局（村山電気水道事務所）の2水源、大井沢地区、本道寺地区、志津地区、小山地区、岩根沢地区のそれぞれの水源、中岫地区、軽井沢地区の水源より給水していることを踏まえて、水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえて水質検査基本計画を策定しました。

- ① 検査地点は、浄水は水質基準が適用される蛇口、原水は浄水施設の入口とします。
- ② 検査項目は、過去の検査結果による検査頻度の減少項目を考慮して行います。
- ③ 原水の検査でも、年1回は消毒副生成物を除いた41項目の検査を行います。また、耐塩素性病原虫の指標となる大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査も原水が採水可能な時期は随時行います。

2 水道事業の概要

(1) 上水道

① 上水道小沼水源系統

西川町水沢（小沼）地内の林地内6箇所からの湧水を1日2,384m³取水し、小沼浄水場において膜ろ過と次亜塩素酸ナトリウムにより浄水処理を行い、小沼配水池から小沼地区の各家庭に給水しております。

また、水沢浄水場において緩速ろ過と、水沢配水池において次亜塩素酸ナトリウムにより浄水処理を行い、水沢配水池から水沢、入間（小山地区除く）、沼山（一部区域除く）、原、綱取（沼の平地区除く）、間沢（鶴部、間沢川地区除く）、海味地区（一部、間沢川地区除く）の各家庭に給水しています。

② 上水道村山広域水道系統

西川町海味地内の海味配水池に①の小沼水源系統からと、寒河江川を水源とする村山広域水道を1日507m³受水し、海味（一部、間沢川地区除く）、睦合、吉川（稲沢山地区除く）の各家庭に給水しています。

③ 大井沢地区

大井沢トンネル付近からの湧水を、1日330m³取水し、大井沢浄水場において膜ろ過と次亜塩素酸ナトリウムにより浄水処理を行い、高区・低区配水池から大井沢・月岡（上島）地区に給水しています。

④ 本道寺地区

月岡地区の山林からの湧水と本道寺地区の伏流水（浅井戸）を併用して、1日300m³取水し、月岡配水池及び本道寺配水ポンプ場において次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌を行い、月岡配水池及び本道寺配水ポンプ場から本道寺（一部区域除く）・月岡地区に給水しています。

⑤ 志津地区

志津地区北部区域の山林より湧出する原水を、1日239 m³取水し、志津浄水場において紫外線処理設備で浄水処理及び次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌を行い、志津第2配水池及び弓張平配水池から志津地区及び弓張平地区に給水しています。

⑥ 小山地区

小山地区西部区域の山林からの湧水を、1日29 m³取水し、小山浄水場において緩速ろ過と高区配水池において次亜塩素酸ナトリウムにより浄水処理を行い、高区配水池及び低区配水池から小山地区（一部区域は軽井沢地区で対応）に給水しています。

⑦ 岩根沢地区

岩根沢地区北部区域山林地の5箇所からの湧水を、1日189 m³取水し、岩根沢浄水場において紫外線処理設備で浄水処理及び次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌を行い、岩根沢配水池から岩根沢・綱取（沼の平）地区に給水しています。

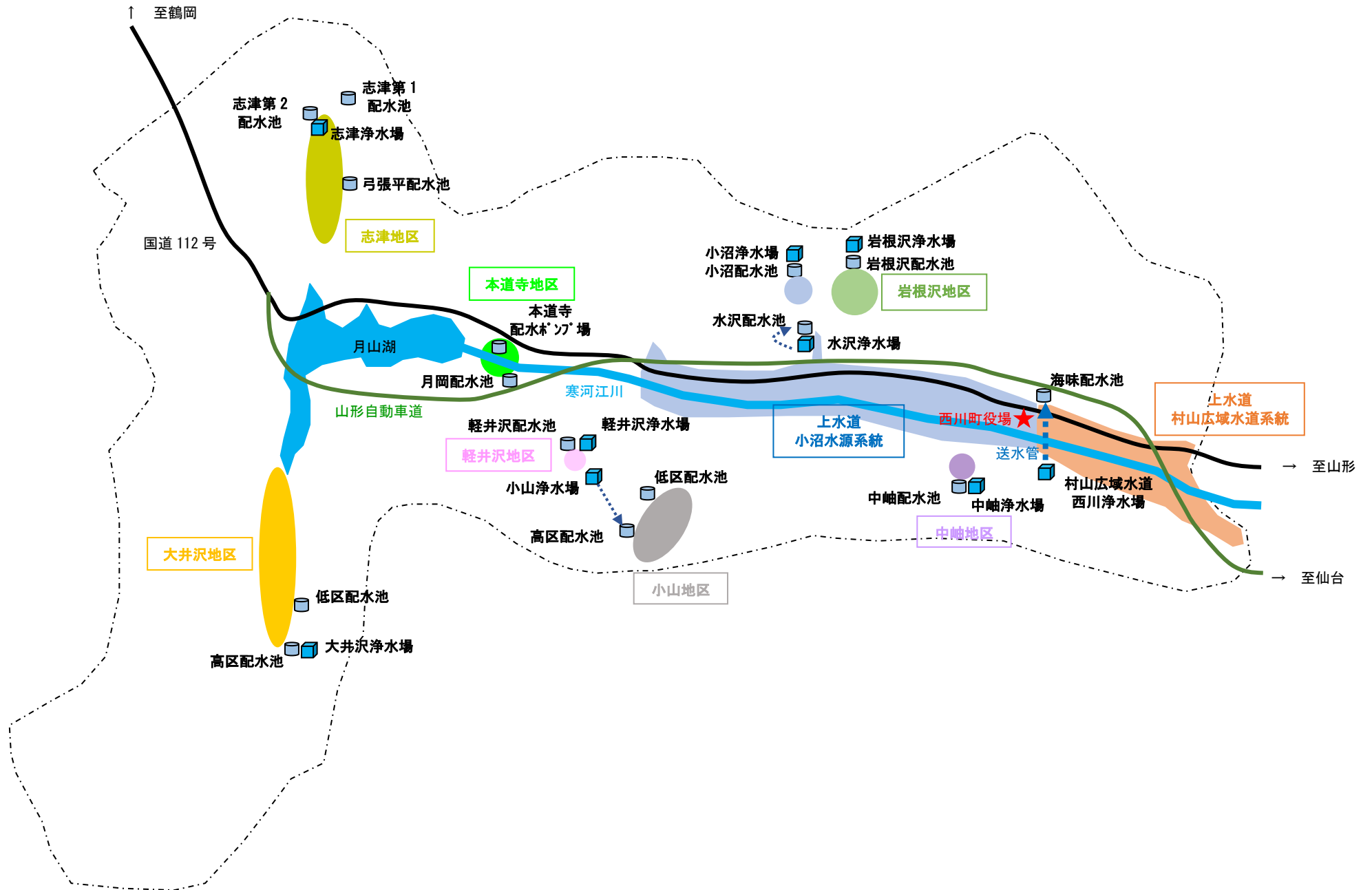
⑧ 中岫地区

沼山地区芦沼田集落の西部区域の山林からの湧水を、1日14 m³取水し、中岫浄水場において膜ろ過と次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌を行い、中岫配水池から沼山（中岫、南野）地区に給水しています。

⑨ 軽井沢地区

小山地区北部区域の山林からの湧水を、1日3 m³取水し、軽井沢配水池において膜ろ過と次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌を行い、軽井沢配水池から小山（軽井沢）地区に給水しています。

水道事業の概要図



(2) 給水状況 (令和6年度実績)

種 別	給水区域	給水人口・戸数	給水量
上 水 道	睦合・海味・間沢・ 綱取・水沢・小沼・ 吉川・ 沼山 (一部区域除く)・ 入間 (小山地区除く)	給水人口 3, 995人 給水戸数 1, 405戸	計画一日最大給水量 2, 674 m ³ /日 一日平均給水量 2, 151 m ³ /日
大井沢地区	大井沢・月岡 (上島)	給水人口 150人 給水戸数 72戸	計画一日最大給水量 300 m ³ /日 一日平均給水量 69 m ³ /日
本道寺地区	本道寺・月岡	給水人口 41人 給水戸数 18戸	計画一日最大給水量 300 m ³ /日 一日平均給水量 55 m ³ /日
志津地区	志津・月山沢 (弓張平)	給水人口 39人 給水戸数 13戸	計画一日最大給水量 236 m ³ /日 一日平均給水量 106 m ³ /日
小山地区	小山 (軽井沢地区除く)	給水人口 11人 給水戸数 9戸	計画一日最大給水量 26 m ³ /日 一日平均給水量 5 m ³ /日
岩根沢地区	岩根沢・綱取 (沼の平)	給水人口 153人 給水戸数 70戸	計画一日最大給水量 189 m ³ /日 一日平均給水量 90 m ³ /日
中岫地区	沼山 (中岫・南野)	給水人口 18人 給水戸数 10戸	計画一日最大給水量 12 m ³ /日 一日平均給水量 3 m ³ /日
軽井沢地区	小山 (軽井沢)	給水人口 3人 給水戸数 2戸	計画一日最大給水量 3 m ³ /日 一日平均給水量 1 m ³ /日
計		給水人口 4, 410人 給水戸数 1, 599戸	計画一日最大給水量※ 3, 740 m ³ /日 一日平均給水量 2, 480 m ³ /日

※計画一日最大給水量=既認可値

(3) 主な水源の名称及び種別・浄水方法

種 別	水源名	種別	浄水方法
上水道	第1水源 (休止中)	湧 水	緩速ろ過方式 (上向性緩速ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム) [小沼地区] 膜ろ過方式 (MF膜ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
	第2水源	湧 水	
	第3水源	湧 水	
	第4水源 (予備水源)	湧 水	
	第5水源	湧 水	
	第6水源	湧 水	
	山形県企業局 村山電気水道事務所 西川浄水場	寒河江ダム (寒河江川)	急速ろ過方式 + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
大井沢地区	大井沢トンネル水源	湧 水	膜ろ過方式 (大孔径膜ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
本道寺地区	第1水源 (休止中)	湧 水	塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
	第2水源	浅井戸	
志津地区	志津水源	湧 水	紫外線処理設備 + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
小山地区	新小山水源	湧 水	緩速ろ過方式 (上向性緩速ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
岩根沢地区	第1水源	湧 水	紫外線処理設備 + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
	第2水源	湧 水	
	第3水源	湧 水	
	第4水源	湧 水	
	第5水源	湧 水	
中岫地区	中岫水源	湧 水	膜ろ過方式 (MF膜ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)
軽井沢地区	軽井沢水源	湧 水	膜ろ過方式 (MF膜ろ過) + 塩素滅菌 (次亜塩素酸ナトリウム)

3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、上水道については原水濁度計を設置し、常時濁度を監視しながら膜ろ過・緩速ろ過処理し、さらにその処理水を浄水濁度計にて監視しており、管理には万全を期しておりますが、過去の検査結果からも水質基準を十分満足している水源です。

水質が安定している中でも原水を大井沢・中岫・軽井沢地区は膜ろ過処理、小山地区は緩速ろ過処理、志津・岩根沢地区は紫外線処理を行っています。残り1地区についても、過去の検査結果から問題なく年間をとおして安定しており、十分満足している水源です。

4 水質検査地点

(1) 給水栓

① 上水道

小沼水源系統の水質基準項目の検査（採水）については水沢配水池からの給水栓において実施し、小沼水源系統と村山広域水道系統が混入するものについては海味配水池からの給水栓において実施します。

さらに、水道法に基づく毎日検査については水沢小沼地区、海味地区、吉川稲沢地区の3ヶ所で検査を実施します。

② 大井沢地区

大井沢地区は、低区配水池から給水している給水栓において実施します。

③ 本道寺地区

本道寺地区は、月岡配水池から給水している給水栓において実施します。

④ 志津地区

志津地区は、弓張平配水池から給水している給水栓において実施します。

⑤ 小山地区

小山地区は、高区配水池から給水している給水栓において実施します。

⑥ 岩根沢地区

岩根沢地区は、岩根沢配水池から給水している給水栓において実施します。

⑦ 中岫地区

中岫地区は、中岫配水池から給水している給水栓において実施します。

⑧ 軽井沢地区

軽井沢地区は、軽井沢配水池から給水している給水栓において実施します。

(2) 原水

水源水質を確認するため、本道寺地区においては浅井戸の取水口、その他の地区においては浄水場入口にて検査を実施します。

5 水質検査項目及び検査頻度

毎日検査

1日1回、町内10ヶ所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査

1ヶ月に1回、配水池からの給水栓において水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

水質基準項目

3ヶ月に1回、上水道は2地点、その他の地区は1地点の給水栓において水質基準項目のうち、水源の状況や過去の検査結果から、各水道施設において検査項目を選定し、水質検査を行います。

原水の検査

水質が悪化する時期を考慮し、6月に消毒副生成物を除いた41項目の水質検査を行います。

指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原性微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を随時行います。また、陽性判定の場合及び定期的にクリプトスポリジウムの検査を行いません。

放射性物質検査

水道水中の放射性物質検査については必要に応じて行います。

各検査の詳細については、別添資料をご覧ください。

6 水質検査の方法と委託する内容

採水・水質検査・成績書までの業務を国土交通大臣及び環境大臣登録機関に委託して行います。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、決定します。

- ① 水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ② 臨時の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、浄水施設、給水栓等から取水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなどの変化があったとき。
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ③ その他必要があると認められる場合。

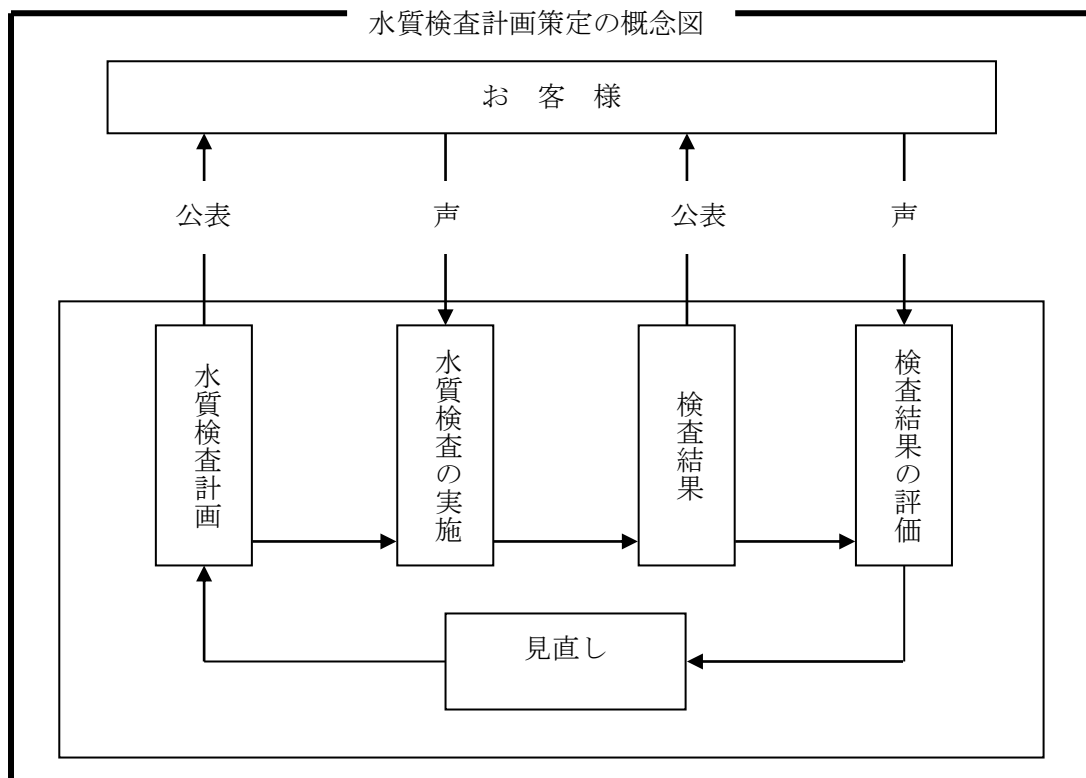
臨時の水質検査は、水質異常が発生した時直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

8 水質検査結果の公表

安全な水を提供するために、西川町では水質検査計画及び水質検査結果を、建設水道課に備え付け閲覧できるようにするとともに、西川町のホームページに掲載し公表します。

また、これらの事項につきましては、町民の皆様からご意見をいただき、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくために、下図のような流れで見直しを行っていきます。



9 水質検査の精度と信頼性保証

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施していきます。
- ③ 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

10 関係者との連携

常に水道水質の管理を万全なものにするために、国・県や近隣市町村との連携も大切です。西川町では以下の取り組みに努めます。

① お客様との関係

お客様から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。また、水道水質をより知っていただくために、情報を提供いたします。

② 県及び近隣市町村との連携

水質汚染事故が発生した場合は、山形県（防災くらし安心部食品安全衛生課・村山保健所・村山電気水道事務所）や近隣市町村との連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通

報するとともに、必要な助言を受け安全な水をお届けできるよう努めます。

③ 水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携を努めます。

問い合わせ先

〒990-0792

山形県西村山郡西川町大字海味 510

西川町建設水道課水道経営管理室

TEL 0237-74-4411（直通）

FAX 0237-74-2601

E-mail joge@town.nishikawa.yamagata.jp

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

上水道(小沼水源系統)

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本回数	法令年間回数	回数減可 省略可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物／重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		〃	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
22 塩素酸	4			4		消毒副生成物
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●		〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		〃	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	発泡
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

上水道(村山広域水道系統)

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回数 減可	省略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による 汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物/ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		〃	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
22 塩素酸	4			4		消毒副生成物
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●		〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		〃	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	発泡
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

大井沢地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回 数 減 可	省 略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による 汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物/ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●	1	〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●	1	〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●	1	〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●	4		
8 六価クロム化合物	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
9 亜硝酸態窒素	4	●		1	〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●		1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●	4		
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●	1	〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●	1	〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●	1	〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●	1	〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●	1	〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●	1	〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	消毒副生成物
22 塩素酸	4			4		
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●	1	〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●	1	〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●	1	〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●	1	〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●	1	〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●	1	過去の結果が基準の1/2以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●	1	〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
43 ジェオスミン	発生時期		●	1	原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●	1	〃	発泡
45 非イオン界面活性剤	4	●	●	1	過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
46 フェノール類	4	●	●	1	〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

水質検査実施計画表

本道寺地区

No.	検査項目	浄水(月岡配水池給水栓)													原水
		頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月
基1	一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0													○
基4	水銀及びその化合物	0													○
基5	セレン及びその化合物	0													○
基6	鉛及びその化合物	0													○
基7	ヒ素及びその化合物	0													○
基8	六価クロム化合物	0													○
基9	亜硝酸態窒素	0													○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4			○			○			○			○	○
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0													○
基12	フッ素及びその化合物	0													○
基13	ホウ素及びその化合物	0													○
基14	四塩化炭素	0													○
基15	1,4-ジオキサン	0													○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0													○
基17	ジクロロメタン	0													○
基18	テトラクロロエチレン	0													○
基19	トリクロロエチレン	0													○
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	4			○			○			○			○	○
基21	ベンゼン	0													○
基22	塩素酸	4			○			○			○			○	
基23	クロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基24	クロロホルム	4			○			○			○			○	
基25	ジクロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基26	ジブロモクロロメタン	4			○			○			○			○	
基27	臭素酸	4			○			○			○			○	
基28	総トリハロメタン	4			○			○			○			○	
基29	トリクロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基30	ブロモジクロロメタン	4			○			○			○			○	
基31	ブロモホルム	4			○			○			○			○	
基32	ホルムアルデヒド	4			○			○			○			○	
基33	亜鉛及びその化合物	0													○
基34	アルミニウム及びその化合物	0													○
基35	鉄及びその化合物	0													○
基36	銅及びその化合物	0													○
基37	ナトリウム及びその化合物	0													○
基38	マンガン及びその化合物	0													○
基39	塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	0													○
基41	蒸発残留物	0													○
基42	陰イオン界面活性剤	0													○
基43	ジェオスミン	0													○
基44	2-メチルイソボルネオール	0													○
基45	非イオン界面活性剤	0													○
基46	フェノール類	0													○
基47	有機物等(TOC)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	PH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基52	濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(原水)															
他	指標菌	7		○	○	○	○	○	○	○					
他	クリプトスポリジウム等	3		○				○			○				

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

本道寺地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本回数	法令年間回数	回数減可 省略可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物／重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		〃	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	消毒副生成物
22 塩素酸	4			4		
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●		〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去の結果が基準の1/2以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	発泡
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上
 ※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

志津地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回 数 減 可	省 略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物／ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		〃	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	消毒副生成物
22 塩素酸	4			4		
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●		〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		過去の結果が基準の1/2以下のため	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	発泡
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

小山地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回数 減可	省略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による 汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物/ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		過去の結果が基準の1/2以下のため	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	消毒副生成物
22 塩素酸	4			4		
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		過去の結果が基準の1/2以下のため	
36 銅及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		〃	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	発泡
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

岩根沢地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本回数	法令年間回数	回数減可 省略可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	無機物／重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●		〃	
5 セレン及びその化合物	4	●	●		〃	
6 鉛及びその化合物	4	●	●		〃	
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●		〃	
8 六価クロム化合物	4	●	●		〃	
9 亜硝酸態窒素	4	●			〃	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●			過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
12 フッ素及びその化合物	4	●	●		〃	
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●		〃	一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●		〃	
15 1,4-ジオキサン	4	●	●		〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●		〃	
17 ジクロロメタン	4	●	●		〃	
18 テトラクロロエチレン	4	●	●		〃	
19 トリクロロエチレン	4	●	●		〃	
20 ヘルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
22 塩素酸	4			4		消毒副生成物
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●		〃	
35 鉄及びその化合物	4	●	●		〃	
36 銅及びその化合物	4	●	●		〃	
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●		〃	味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●		〃	着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●		過去の結果が基準の1/2以下のため	
41 蒸発残留物	4	●	●		〃	発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
43 ジェオスミン	発生時期		●		原因藻類が発生するおそれがないため	かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●		〃	発泡
45 非イオン界面活性剤	4	●	●		過去3年間の結果が基準の1/10以下のため	
46 フェノール類	4	●	●		〃	臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上
 ※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

中岫地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回数 減可	省略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による 汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●	4		無機物／ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●	4		
5 セレン及びその化合物	4	●	●	4		
6 鉛及びその化合物	4	●	●	4		
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●	4		
8 六価クロム化合物	4	●	●	4		
9 亜硝酸態窒素	4	●		4		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●		4		
12 フッ素及びその化合物	4	●	●	4		
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●	4		
14 四塩化炭素	4	●	●	4		一般有機物
15 1,4-ジオキサン	4	●	●	4		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●	4		
17 ジクロロメタン	4	●	●	4		
18 テトラクロロエチレン	4	●	●	4		
19 トリクロロエチレン	4	●	●	4		
20 ヘルフルオ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオ(オクタン-酸)(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●	4		
22 塩素酸	4			4		消毒副生成物
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●	4		着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●	4		
35 鉄及びその化合物	4	●	●	4		
36 銅及びその化合物	4	●	●	4		
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●	4		味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●	4		着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●	4		
41 蒸発残留物	4	●	●	4		発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●	4		
43 ジェオスミン	発生時期		●	4		かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●	4		
45 非イオン界面活性剤	4	●	●	4		発泡
46 フェノール類	4	●	●	4		臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)

水質検査実施計画表

軽井沢地区

No.	検査項目	浄水(軽井沢配水池給水栓)													原水
		頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月
基1	一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基4	水銀及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基5	セレン及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基6	鉛及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基7	ヒ素及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基8	六価クロム化合物	4			○			○			○			○	○
基9	亜硝酸態窒素	4			○			○			○			○	○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4			○			○			○			○	○
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4			○			○			○			○	○
基12	フッ素及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基13	ホウ素及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基14	四塩化炭素	4			○			○			○			○	○
基15	1,4-ジオキサン	4			○			○			○			○	○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4			○			○			○			○	○
基17	ジクロロメタン	4			○			○			○			○	○
基18	テトラクロロエチレン	4			○			○			○			○	○
基19	トリクロロエチレン	4			○			○			○			○	○
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	4			○			○			○			○	○
基21	ベンゼン	4			○			○			○			○	○
基22	塩素酸	4			○			○			○			○	
基23	クロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基24	クロロホルム	4			○			○			○			○	
基25	ジクロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基26	ジブロモクロロメタン	4			○			○			○			○	
基27	臭素酸	4			○			○			○			○	
基28	総トリハロメタン	4			○			○			○			○	
基29	トリクロロ酢酸	4			○			○			○			○	
基30	ブロモジクロロメタン	4			○			○			○			○	
基31	ブロモホルム	4			○			○			○			○	
基32	ホルムアルデヒド	4			○			○			○			○	
基33	亜鉛及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基34	アルミニウム及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基35	鉄及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基36	銅及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基37	ナトリウム及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基38	マンガン及びその化合物	4			○			○			○			○	○
基39	塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4			○			○			○			○	○
基41	蒸発残留物	4			○			○			○			○	○
基42	陰イオン界面活性剤	4			○			○			○			○	○
基43	ジェオスミン	4			○			○			○			○	○
基44	2-メチルイソボルネオール	4			○			○			○			○	○
基45	非イオン界面活性剤	4			○			○			○			○	○
基46	フェノール類	4			○			○			○			○	○
基47	有機物等(TOC)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	PH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基52	濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(原水)															
他	指標菌	7		○	○	○	○	○	○	○					
他	クリプトスポリジウム等	2		○				○							

給水栓における検査項目及び頻度並びにその理由

軽井沢地区

検査項目	＜法令基準＞			計画回数	検査回数を削減又は検査を省略する理由	備考
	基本 今年 回数	回数 減可	省略 可			
1 一般細菌	12			12		病原生物による 汚染の指標
2 大腸菌	12			12		
3 カドミウム及びその化合物	4	●	●	4		無機物／ 重金属
4 水銀及びその化合物	4	●	●	4		
5 セレン及びその化合物	4	●	●	4		
6 鉛及びその化合物	4	●	●	4		
7 ヒ素及びその化合物	4	●	●	4		
8 六価クロム化合物	4	●	●	4		
9 亜硝酸態窒素	4	●		4		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4		
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	●		4		
12 フッ素及びその化合物	4	●	●	4		
13 ホウ素及びその化合物	4	●	●	4		一般有機物
14 四塩化炭素	4	●	●	4		
15 1,4-ジオキサン	4	●	●	4		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	4	●	●	4		
17 ジクロロメタン	4	●	●	4		
18 テトラクロロエチレン	4	●	●	4		
19 トリクロロエチレン	4	●	●	4		
20 ヘルフルオ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びヘルフルオ(オクタン-1-酸)(PFOA)	4	●	●	4		
21 ベンゼン	4	●	●	4		消毒副生成物
22 塩素酸	4			4		
23 クロロ酢酸	4			4		
24 クロロホルム	4			4		
25 ジクロロ酢酸	4			4		
26 ジブロモクロロメタン	4			4		
27 臭素酸	4		●	4	次亜塩素酸消毒のため省略不可	
28 総トリハロメタン	4			4		
29 トリクロロ酢酸	4			4		
30 プロモジクロロメタン	4			4		
31 プロモホルム	4			4		
32 ホルムアルデヒド	4			4		
33 亜鉛及びその化合物	4	●	●	4		着色
34 アルミニウム及びその化合物	4	●	●	4		
35 鉄及びその化合物	4	●	●	4		
36 銅及びその化合物	4	●	●	4		
37 ナトリウム及びその化合物	4	●	●	4		味
38 マンガン及びその化合物	4	●	●	4		着色
39 塩化物イオン	12			12		味
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	●	●	4		
41 蒸発残留物	4	●	●	4		発泡
42 陰イオン界面活性剤	4	●	●	4		
43 ジェオスミン	発生時期		●	4		かび臭
44 2-メチルイソボルネオール	月 ¹		●	4		
45 非イオン界面活性剤	4	●	●	4		発泡
46 フェノール類	4	●	●	4		臭気
47 有機物等(TOC)	12			12		味
48 PH値	12			12		基礎的性状
49 味	12			12		
50 臭気	12			12		
51 色度	12			12		
52 濁度	12			12		

※ 回数減可 : 過去3年間の結果が 基準の1/5以下⇒年1回以上、基準の1/10以下⇒3年に1回以上

※ 省略可 : 基準の1/2を過去に超えたことがなく、かつ原水・水源・周辺・薬品・資機材の状況等により判断して問題のない場合(但し省略しても3年に1回は検査を実施)